<table>
<tr><td colspan="4">海　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号等</td><td></td><td>仕様書番号</td><td>MHS－V－56017－8</td></tr>
<tr><td rowspan="5">名称</td><td rowspan="5">航空機整備用品等
共　通　仕　様　書</td><td>長官承認年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>作成年月日</td><td>33．　5．29</td></tr>
<tr><td>改正年月日</td><td>13．　7．19</td></tr>
<tr><td>単　　位</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">補給本部航空機部航空機整備課</td></tr>
</table>

1.　総則

1.1　適用範囲　この仕様書は，海上自衛隊が使用する航空機整備用品等（以下，器材等という。）の仕様に関する一般事項について適用する。

1.2　引用文書等　この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札時又は見積時における最新版とする。

1.2.1　引用文書

a)　規格

ＪＩＳ　Ｐ　０１３８　紙加工仕上寸法
ＪＩＳ　Ｚ　８３１０　製図総則
ＮＤＳ　Ｚ　０００１　包装の総則
ＮＤＳ　Ｚ　８００２　正式文書の様式
ＮＤＳ　Ｚ　８０１１　角形銘板

b)　仕様書

ＭＲＳ－Ｇ－０００１３　機器構成品識別資料作成共通仕様書
ＭＲＳ－Ｇ－０００００８　プロビジョニング資料作成共通仕様書

c)　法令等

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第５０９号。１３．３．３０）
海上自衛隊の使用する装備品等の取扱説明書の作成要領
（海幕装備第５６２５号。１０．１２．８）
航空機等及び航空武器等の技術刊行物の作成標準
（海幕航空第１８１０号。１２．４．７）
航空機等及び航空武器等の技術刊行物管理実施要領
（補本装航第９３号。１０．１２．８別冊）

1.2.2　関連文書

a)　規格

ＮＤＳ　Ｚ　８２０１　標準色

b)　法令等

航空機等整備用器材整備基準（海幕装備第５６２３号。１０．１２．８別冊）
入札及び契約心得（防衛庁契約本部公示第１号。１３．１．６）

2.　製品に関する要求

2.1　設計上考慮すべき基本的事項

a) 定格における耐用命数が十分であること。
b) 機能の安全性が十分であること。
c) 取扱整備が簡明で確実であること。
d) 外部の物理的変化（気象，土砂，潮風）に対して十分耐えること。
e) 耐火性及び作業安全性が機構上色彩上十分であること。
f) 資材部品は，要求性能を十分満足すること。
g) 構成部品の互換性が保有されること。
h) 重量容積の軽減について十分考慮されていること。
i) 耐寒性等の耐候性を十分有すること。
j) 納入場所の商用電源周波数については十分注意すること。

2.2 工具類の収納要領

2.2.1 付属工具及び付属品　器材等の付属工具及び付属部品等は，次の順位による収納要領を適用するものとする。

a) 機器本体に収納できる部分を設けること。
b) 機器本体に収納箱を固定すること。
c) 機器本体とは別個に収納箱若しくは収納袋を設けること。
d) 付属工具及び付属品をなんらかの理由で分離しなければならない場合は，工具と付属品あるいは小物と大物というような適当な分け方とし，そのおのおのの収納要領は前各号の順位に準ずるものとする。

2.2.2 収納容器の設計上配慮すべき一般事項

a) 容器のガタツキのないこと。
b) 容器の出し入れが容易であり，かつ取扱運搬に便利なこと。
c) 十分な強度剛性を有し，できる限り軽量かつ小型であること。

2.3 塗装

2.3.1 塗装の規格　下地，中塗，上塗，塗料及び希釈材は，被塗装物体の使用目的に最も適合したＪＩＳ表示工場製のＪＩＳ規格塗料から選択使用しなければならない。

2.3.2 種類

a) 人造樹脂エナメル
b) 人造樹脂ワニス
c) ラッカーエナメル及び透明ラッカー
d) 油性下地類
e) ラッカー性下地類

2.3.3 塗装要領標準

a) 金属面の場合

1)

2)

3) 一般商慣習による塗装

b) 木材面の場合

1) 不透明

2) 透明

2.1)

2.2) クリヤー塗 → 水研ぎ → 上塗
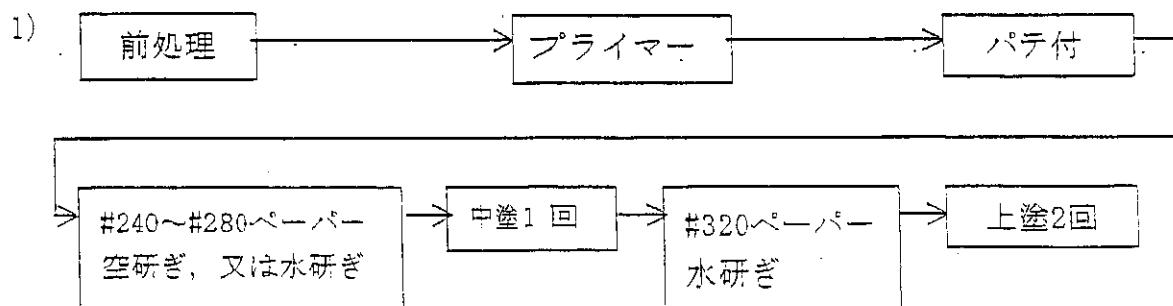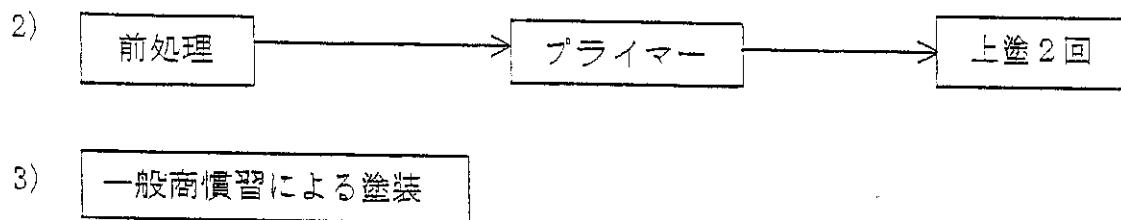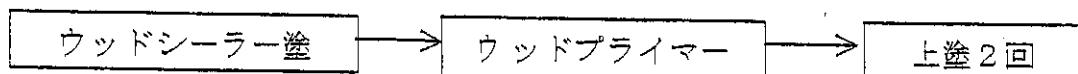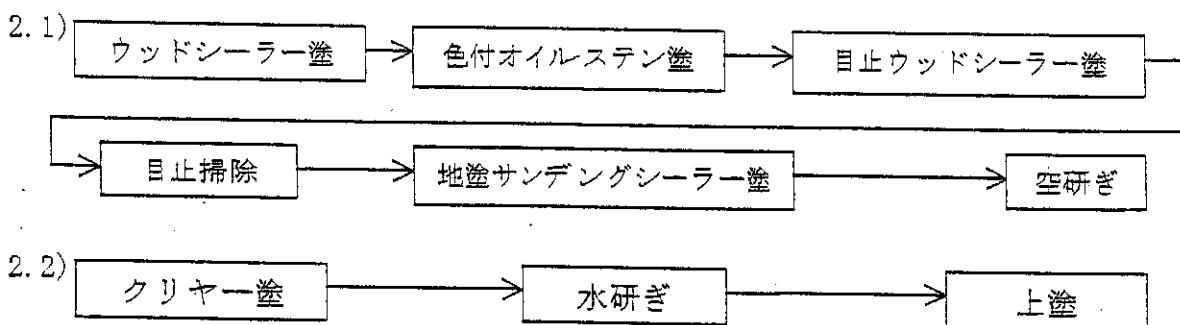
2.3.4 塗装処理標準

a) 塗料性能 塗料性能は，表1を標準とする。

表1 塗料性能表

塗料の種類	耐候性	耐油性	耐水性	耐熱性	屈曲性	不粘着性	耐酸苛性性	適用箇所		
								木部	鉄部	軽金属部
フタル酸樹脂エナメル	◎	○			○		×	○	○	(○)
メラミン樹脂エナメル	◎	○	○	○		○	○		○	
焼付塗料		○	○	○		○		○	○	
ハインリッドカラー		○	○			○		○	○	(○)
セラックニス	×	○	○	×	×	○		○		×

◎ 最良　　○ 良　　(○) 前処理すれば可　　× 不良

b)　塗装前処理　塗装前処理は，表２を標準とする。

表２　塗装前処理表

金属面	さびの除去	物理的方法	サンドブラスト，ワイヤーブラシ，ハンマースクレーパーエメリークロス等で研摩
		化学的方法	１５～３０％塩酸又は３～１０％硫酸の溶液に浸漬し，次に３０％苛性ソーダ又は石灰液で中和し，水洗い後手早く乾燥（ただし，高抗張力鋼に適用してはならない。）
	脱脂	アメリカ法	石鹸液５～１０％苛性ソーダで洗浄水洗
		溶剤法	キハツ油，トリクレンで洗浄又は蒸気洗浄
	面の平坦化	研削法	グラインダー，タガネ，ヤスリ等で研摩
		研磨法	パテ付けペースト付け後ポリッシャー，ペーパー研き，砥石研き
	防食性と塗装の付着性の贈与		パーカーライジング液，リンサンアルコール法，クロム酸セレン酸液，アノダイジング法，エッチングプライマー（ウオッシュプライマー，スペシャルプライマー）薄塗法，メタリコン法
木材面	面の平坦		サンドペーパー，ベルトサンダー，テーブルサンダー，コンパウンド研き，水研き
	よごれの除去		油分はキハツ油拭き，接着剤のよごれは熱湯拭き
	樹脂分の除去		節止めランク塗り，樹脂の多いところは焼ゴテで焼く
	充てん		ウッドシーラー

c)　塗装方法　塗装方法は，はけ塗り，吹付塗り，ディピングヘラ塗り，タンポ摺り又は静電塗装による。

d)　乾燥法　乾燥法は，自然乾燥，焼付乾燥又は赤外線乾燥による。

2.3.5　塗装標準　器材等の外装を塗装する場合は，個別仕様書で指定する場合を除き，表3を標準とする。

表3　塗装標準

区　分	マンセル記号	例	塗装標準
定置性のもの	２．５Ｇ　６／３	据付工作機械，充電器	2.3.4 a)項 2)
半移動性のもの	５Ｂ　７／１．５	作業机（移動式）	〃　2)又は3)
		発動機架台	〃　2)
移動性のもの	２．５Ｙ　８／１２	地上装置類，ジャッキ	〃　2)又は3)
試験装置等	黒色結晶塗装	試験装置類	〃　1)
	黒色	試験器類	〃　1)又は3)
消火器	５Ｒ４／１３．５		〃　3)

2.3.6　関連物品配色基準

a)　機械付属品収納箱は本体と同一配色する（ただし，木製の場合は２．３．６ｃ)による。）。

b)　金属製工具収納箱　マンセル記号　２．５Ｙ　８／１２

c)　木製収納箱　　　ニス塗

2.3.7　その他

a)　その他維持又は安全のため取扱上注意を要するものについては，適当な箇所に赤色又は白色の注意記号等を付するものとする。

b)　カタログ調達品目の外装塗装は，一般商慣習による。ただし，塗装を指定する場合は，個別仕様書で指定する。

2.4　塗装以外の表面処理

2.4.1　メッキ

a)　メッキを必要とする箇所は原則として，クロムメッキ及び亜鉛メッキ又はそれ以上の高級メッキとする。

b)　メッキ前処理は，一般基準によって確実丁寧に施すものとする。

c)　メッキに関しては十分な品質管理を考慮したものでなければならない。

2.4.2　防せい被膜油　防せい被膜油は，メッキ又は生地のまま器材等に対して塗布するもので，その目的を十分に満足するよう実施しなければならない。

2.5　製品の表示

2.5.1　目的　器材等の保管取扱いに便利なための一種の簡略化した説明書である。したがって，器材等あるいはその容器等に直接表示し容易に消滅しないものでなければならない。

2.5.2　表示方法　表示方法は，原則として銘板を用いるものとし，やむを得ない場合は，貼紙，刻印又は刷込によることができる。この場合，契約の相手方は，承認用図面に明記するものとする。

2.5.3　表示内容　表示内容は，表４による。ただし，７，９，１０，１１項は要すれば表示するものとする。

表４　表示内容

番号	表示内容
1	標識
2	品名
3	調達要求番号
4	物品番号
5	部品番号
6	製造年月
7	製造番号
8	製造者名
9	主要諸元
10	取扱要領配線等
11	収納品目数量

2.5.4　表示の種類

a)　銘板　銘板は，ＮＤＳ　Ｚ　８０１１によるほか，次による。

1)　1種銘板は，器材等又は収納箱につけ，この仕様書２．５．３表４の１～８を表示する（図１参照）。

2)　２種銘板は，器材等の見やすい位置に取付け，この仕様書２．５．３表４の９を表示する（図２参照）。

3)　３種銘板は，器材等の操作方法，取扱注意事項等を表示する（図３参照）。

4)　４種銘板は，器材等の構成部品名称及び物品番号等を表示する（図４参照）。

防衛庁

54式航空機用始動電動機

調達要求番号

物品番号

部品番号

製造年月日

製造番号

株式会社　大山製作所

図1　　1種銘板

出力　W　　回転速度　RPM

電圧入力　V　　電流入力　A

出力　V　　出力　A

周波数　HZ

相数
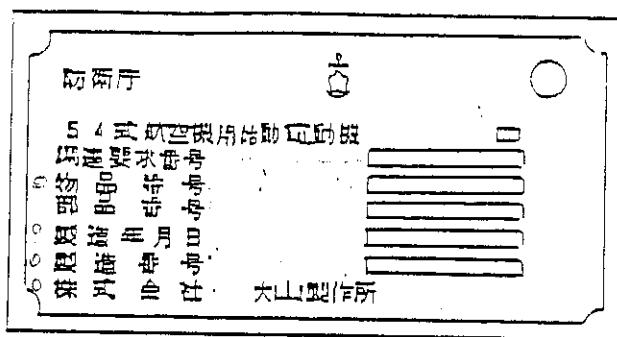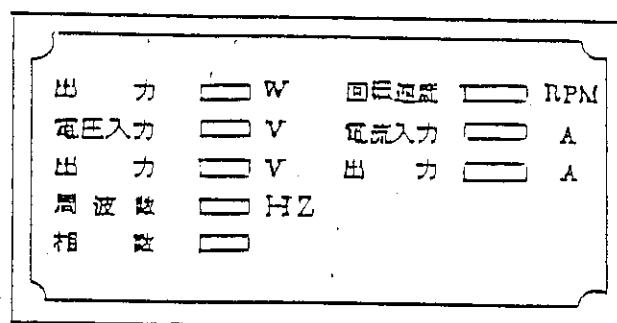
図2　　2種銘板
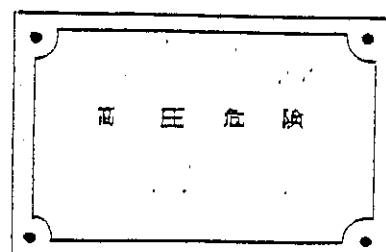
図3　　3種銘板
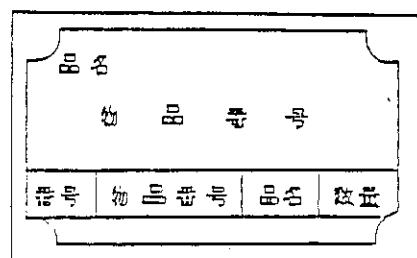
図4　　4種銘板

b) 貼付

貼紙を用いる場合は印刷を明確にし，貼着を強固にし，その上を耐候性の良好な透明塗料で十分塗布（又は耐候性の良好なポリロイド，フィルム製透明ポケット印刷紙を差し込み完全密封）しなければならない。

用紙は６０ポンド以上の白上質紙を用いなければならない。

c) 刻印

刻印は，沈み打ちを原則とするが，浮出し彫刻（裏打）の場合であっても，その深さ（高さ）は十分かつ相当な摩耗に対しても消えない明確なものでなければいけない。

d) 刷込（手書，印刷，捺染，刺しゅう）

刷込は，その記載を明確にし付着を確実にし，その上に耐候性の良好な透明塗料で十分塗布しなければならない。

なお，摩耗を極力さけるためにできれば刷込前に，その部分の沈み刻印をすることが望ましい。

2.5.5 注意事項

a) 消耗品は物品番号，品名，主要諸元，製造年月，製造者名及び保存に対する注意事項（有効期限，要領）を帯封紙，レッテル等適当なものに印刷又は刷り込み完全に消費されるまで抹消されないようにしなければならない。

b) 容器に収納する工具セット付属品又は予備品等に対しては，容器の蓋の裏に4種銘板を添付する。また，品目数が多く銘板によることが困難な場合は，印刷物をビニール袋に入れ，更にポリロイドフィルム製ケースに収納し，鎖等をもって本体に取り付けるものとする。

c) セット等の容器が2個以上になる場合は，組数を明確にするため，１／２，２／２のように総容器数を分母にして表示するものとする。

d) 標識のマークの作図はＮＤＳ Ｚ ０００１による。

3. 品質保証

3.1 検査項目 検査項目は，次によるものとし，実施する項目については，個別仕様書で指定する。

なお，温度試験を指定しないものについては，常温で検査するものとする。

a) 外観構造検査

b) 温度試験（試験温度の範囲を規定する。）

c) 作動試験

d) 強度試験

e) 耐久試験（絶縁試験，疲労試験等の耐久時間を指定する。）

f) 総合試験（２個以上の構成品を組みあわせて行う。）

g) 性能試験（要求元の指定するものにあわせて行う。）

h) その他検査官の必要と認める事項

4．出荷条件

4.1　包装　包装は，原則としてＮＤＳ　Ｚ　０００１によって実施し，包装のレベルは，次による。

a)　個装レベルは，Ｃとする。

b)　外装レベルは，Ⅲとする。

4.2　ストックタグ（納入物品）の表示　契約された数量，あるいは単位ごとに１枚，包装外側に１枚ずつ添付する（図５参照）。

ストックタグ（納入物品）　A

物品番号

部品番号　品名

製造会社名　製造番号

製造年月日　修理年月日　単位　数量

調達要求番号

日付　受領係　印

検査スタンプ

オモテ

（海補７９１３ａ様式）

防せい、および包装方法

包装年月日

保管期限等

保管期限（年月）　変更期限（年月）

保管期限処置記号

変更の理由

備考

ウラ

（実物大）

図５．ストックタグ

4.3　包装の表示　包装の表示は，ＮＤＳ　Ｚ　０００１の５による。

5.　その他の指示

5.1　提出書類　提出書類は，表5による。

表5　提出書類

番号	書類名	提出先及び部数		
		補給本部	航空補給処下総支処	納入部隊
1	検査成績書	—	—	1
2	取扱説明書	1 (1)	1 (1)	2 (2)
3	機器構成品識別資料	1 (1)	—	—

注(1)　同一仕様書で初回契約時だけを示す。
(2)　単位数量に対する部数を示す。

5.1.1　検査成績書　契約の相手方は，社内検査成績書及び完成検査時の成績書の写しを提出するものとする。

5.1.2　取扱説明書

a)　審査　契約の相手方は，個別仕様書で指定された場合，原則として器材等の納入2か月前までに取扱説明書案を要求元に提出し，事前に審査を受けるものとする。ただし，前回契約と同一の器材等を納入する場合は，審査を必要としない。この場合，契約の相手方は，見返しを要求元から受領し取扱説明書に添付して納入部隊に提出するものとする。

b)　様式及び記述要領　取扱説明書の様式及び記述要領は，付表1を標準とし，個別仕様書で指定する。

5.1.3　機器構成品識別資料

a)　機器構成品一覧表　契約の相手方は，契約後速やかにＭＲＳ－Ｇ－０００１３によるほか，附属書1を参考として，機器構成品一覧表を作成し，提出する。ただし，承認用図面を提出する場合は，承認用図面を提出後速やかに機器構成品一覧表を作成し，提出する。

b)　類別原資料　契約の相手方は，要求元との協議により，器材等に物品番号が付与されていない場合は，ＭＲＳ－Ｇ－０００８によりプロビジョニング会議を実施し，ＭＲＳ－Ｇ－０００１３及び附属書2を参考として類別原資料を作成し，提出する。

5.2　官給品・貸付品

5.2.1　官給品　契約の相手方は，器材等の仕様書で定める機器，部品等を希望する時期及び場所で官給を受けることができる。この場合，契約の相手方は，契約担当官等に申し出て官給を受けるための必要な指示を受けるものとする。

なお，官給の手続き等は，補本装補第５０９号による。

5.2.2　貸付品　契約の相手方は，器材等の仕様書で定める官の保有する機器，工具，治工具等を希望する時期及び場所で貸付を受けることができる。この場合，契約の相手

方は，契約担当官等に申し出て貸付を受けるための必要な指示を受けるものとする。

なお，貸付の手続き等は，補本装補第５０９号による。

5.3　承認用図面等　契約の相手方は，個別仕様書で承認用図面等の提出を要求された場合は，契約担当官等の定める承認用図面等の作成要領に基づき作成のうえ契約担当官等に提出し，承認を受けるものとする。地方調達（補給本部契約）の場合は，附属書３によって，３部作成して要求元に提出する。

5.3.1　承認用図面の内容　内容の詳細は次によるものとし，提出項目については，個別仕様書で指定する。

a)　承認願書

b)　目次

c)　性能諸元表

d)	外注品業者目録	付表２
e)	外形図	全体のみを示す図
f)	組立図	全体の組立を示す図
g)	部分組立図	一部の組立を示す図
h)	主要部品図	主要部品の外形及び組立を示す図
i)	工程図	製作工程の途中の状態を示す製作図又は製造工程を示す系統図
j)	結線図（回路図）	電気回路の接続を示す図
k)	電線図（配線図）	電線の配置を示す図
l)	配管図	管の配置を示す図
m)	系統図	配管などの系統を示す図
n)	基礎図	基礎を示す図
o)	据付図	試験器，機械などの据付関係を示す図
p)	配置図	多くの機械などの据付位置を示す図
q)	装置図	装置を示す図
r)	曲面線図	車体など複雑な曲面を表わす線図
s)	銘板類の図面	
t)	付属品及びその容器の図面（本体容器も含む。）	
u)	包装図面	個装，内装，外装などを示す図又は包装要領
v)	省略図面	カタログ，略図又は写真
w)	塗装見本	この仕様書２．３．５表３により難い場合は，図６によって作成

単位 ㎜
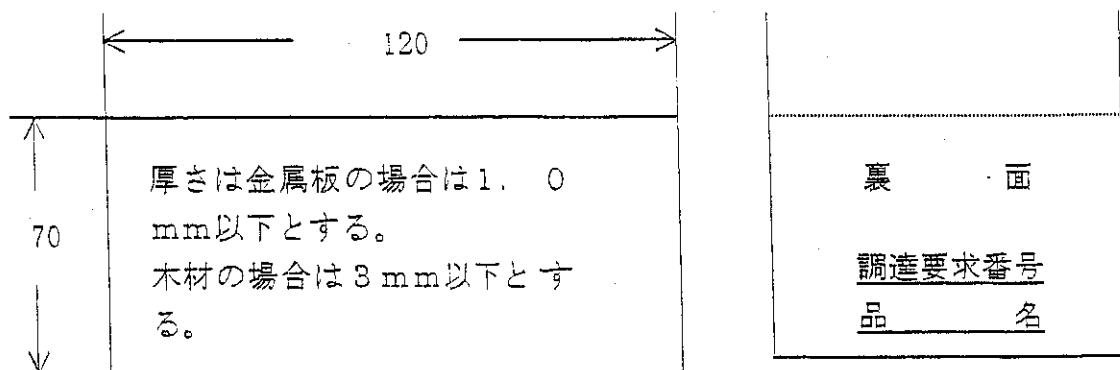
図６　塗装見本

附則

この仕様書は，平成１３年８月１日から適用する。

付表１　取扱説明書作成要領

番号		該当器材等	作成要領	審査要領	提出時期及び提出先
1	会社既販のものとする場合	カタログ調達品	会社既販のものとする。	要求元の審査を必要としない。	納入時に納入部隊へ提出
2	会社既販のものを採用する場合	カタログ調達品，特殊工具，特殊要具，試験装置，試験器等	会社既販のものを採用する。ただし，海幕航空第１８１０号に基づき，中表紙及び見返しを作成する。	事前に要求元の審査を受けるものとする。(3)	補給本部 装備計画部航空機装備計画課 納入２か月前までに提出
3	取扱説明書（案）を作成する場合	試験装置，試験器等	海幕装備第５６２５号及び海幕航空第１８１０号によって作成する。ただし，本文の内容は海幕装備第５６２５号による。	取扱説明書（案）を要求元に提出し，審査を受けるものとする。(3)	
4	既納入器材等の取扱説明書を変更する場合	器材等の改修	変更部分（ＭＥＲ）を海幕航空第１８１０号によって作成し，補本装航第９３号別冊に基づき提出する。		

注(3)　取扱説明書が初回契約時にすでに審査済の場合は，事前の審査は必要としない。

付表２　外注品業者目録

外注品業者目録

番号	品　名	材質	規格寸度	数量	業　者　名	住　所　電　話

附属書１　機器構成品等一覧表作成要領

1.　適用範囲　この附属書は，機器構成品等一覧表作成要領について適用する。

2.　作成要領

a)　機器構成品等一覧表は，附属書１付表１及び附属書１付表２を例として仕様書に示された器材等又は構成品まで示されている場合は構成品について作成する。

b)　納地が２つ以上ある場合は，納地毎に作成する。

3.　各項目の記入要領

a)　項目番号欄　ＭＲＳ－Ｇ－０００１３による。

b)　物品番号等欄　ＭＲＳ－Ｇ－０００１３による。

c)　部品（型式）番号欄　ＭＲＳ－Ｇ－０００１３による。

d)　品名欄　ＭＲＳ－Ｇ－０００１３による。

e)　単位欄　仕様書に記載された記号又は“台”，“個”，“式”等を記入する。

f)　参考単価欄　納入単価又は見積単価は，税額を含まない単価を記入する。また，見積単価を記入する場合は，合計金額が契約金額となるよう見積単価を設定する。また，単価の右端に納入単価の場合は“Ａ”を，見積単価の場合は“Ｅ”をあわせて記入する。

なお，最終行に税抜合計価格，税額及び代金を１行ずつ記入するものとする。

g)　数量　契約数量を記入する。納地が２つ以上の場合は，納地毎の契約数量を記入する。

h)　備考欄　特殊工具については，該当する機体，エンジン等の取扱説明書番号及び取扱方法の記載項目番号を記入する。

4.　提出要領　機器構成品等一覧表を要求元へ提出する場合は，附属書１付表３に示す機器構成品一覧表等納入通知書を２部添付する。

附属書１付表１　機器構成品等一覧表（構成品がない場合）

機　器　構　成　品　等　一　覧　表

納入会社名		調達要求番号	
代表電話番号		納　地	

項目番号	物品番号等	部品（型式）番号	品　名	単　位	参考単価	数　量	備　考
1	○○○○－○○○－○○○○○	△△△△	○○○試験装置	ＥＡ	3,000,000A	1	
2	○○○○－○○○－○○○○○	△△△△－００１	△△△スタンド	ＥＡ	1,000,000A	1	
			税抜合計価格		4,000,000		
			税　額		200,000		
			代　金		4,200,000		

附属書1付表2　機器構成品等一覧表（構成品がある場合）

機器構成品等一覧表

納入会社名		調達要求番号	
代表電話番号		納地	

項目番号	物品番号等	部品（型式）番号	品名	単位	参考単価	数量	備考
1	○○○○−○○○−○○○○○	△△△△	○○○試験装置	SE		1	
1−1	○○○○−○○○−○○○○○	△△△△−001	○○○表示盤	EA	2,000,000E	1	
1−2	○○○○−○○○−○○○○○	△△△△−002	×××電源装置	EA	1,900,000E	1	
1−3	○○○○−○○○−○○○○○	△△△△−003	△△△制御盤	EA	1,100,000E	1	
			税抜合計価格		5,000,000		
			税額		250,000		
			代金		5,250,000		

附属書1付表3　機器構成品等一覧表納入通知書

機器構成品等一覧表納入通知書

平成　　年　　月　　日

海上自衛隊　　補給本部
航空機部航空機整備課長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名　　　　　　　　　　印

下記契約にかかる機器構成品等一覧表を納入します。

記

調達要求番号		
品名		
契約金額		
代金内訳	税抜き価格	
	税額	
納期		
連絡先（電話番号）		

機器構成品等一覧表受領書

上記の機器構成品等一覧表を受領しました。

殿

平成　　年　　月　　日

海上自衛隊　　　補給本部
航空機部航空機整備課長

氏　名　　　　　　　　　　印

備考　２部作成（航空機整備課×１，契約会社（支担官提出用）×１）

附属書２　類別原資料作成要領

1.　適用範囲　この附属書は，類別原資料作成要領について適用する。

2.　作成要領

a)　様式は，ＭＲＳ－Ｇ－０００１３によるほか，附属書２付表２及び附属書２付表４の様式を使用して提出してもよい。

b)　添付書類は，カタログ原資料に記入された数値等の根拠を示すものであり，カタログ原資料を作成する際に引用した製造図面，カタログ等を２部提出する。

c)　器材等の製造会社に製造者記号が付与されていない場合は，製造会社の名称，所在地，主要生産品等を記載したパンフレット等を速やかに２部要求元に提出し，要求元の指示を受けるものとする。

3.　類別原資料の記入要領

3.1　識別管理諸元入力資料　附属書2付表１に示す項目を記入要領に従って記入する。

3.2　カタログ原資料　附属書２付表3に示す項目を記入要領に従って記入する。

4.　提出要領　類別原資料を要求元へ提出する場合は，附属書２付表５に示す類別原資料納入通知書を２部添付する。

附属書２付表１ 識別管理諸元入力資料

欄	項目名	記入要領
品目情報部	ＳＮＰＮ区分	“１”を記入する。
	分類番号	品目の属する分類区分案を示す分類番号を記入する。
	使用機関	“Ｍ２”を記入する。
	形式	ＦＩＩＧは，図面，カタログ諸元等の引用資料を元に“１Ａ形式”又は“４Ａ形式”で作成する。
	品目名コード	適用した指定品名に対応するＩＮＣ（５桁の数字）を記入する。
	品目名	品目名コードが“７７７７７”の場合に記入する。
	ＯＦコード	国産品目の指定品名以外及び供与品目の品目名は５０桁以内とし，オーバーフローコードは，記入しない（５０桁以下の適切な単語で区切る。）。
	修正コード	国産品目の指定品名以外及び供与品目の品目名の５０桁以内に特殊記号がある場合は，“２”を記入する。
	国産コード	供与品目の場合で，当該供与品目に同等生産品が属している場合は，“Ｋ”を記入する。
	品目設定コード	記入しない。
	試用品目コード	国産品目の場合で，品目識別案を作成し当該品目が使用実績報告対象品目であることが判明している場合は，“Ｔ”を記入する。
	入力区分コード	“Ｂ”を入力する。
	補助品名	品目名に対する日本語名を記入する。
参考番号部	提出区分	記入しない。
	製造者記号	製造者記号を記入する。
	参考番号	製造者が付与する番号又は記号を記入する。
	ＯＦコード	参考番号が５１桁以上については“２”を記入する。
	修正コード	参考番号の５０桁以内の部分に特殊記号がある場合は，修正コード“２”を記入する。
	変種コード	参考番号だけでは生産品目を限定できない場合は，“１”を記入する。
	表示コード	国産品目について基本参考番号に“Ｃ”を記入する。
	優先コード	記入しない。
	入力区分	“Ｂ”を入力する。

附属書２付表２　識別管理諸元入力資料

識別管理諸元入力資料（航空機等整備用器材）

調達要求番号		品　名	
作成年月日		会社名	
部課名(TEL)		作成者	印

品目情報部

SNPI区分	分類番号	使用機関	形式
1		M２	

品目名コード	品目名（50）
△	

OF	修正	国産	品目設定	試用品目	入力区分
△					B

補助品名	

参考番号部

提出区分	製造者記号	参考番号（50）
△		

OF	修正	変種	表示	優先	入力区分
					B

提出区分	製造者記号	参考番号（50）
△		

OF	修正	変種	表示	優先	入力区分
					B

提出区分	製造者記号	参考番号（50）
△		

OF	修正	変種	表示	優先	入力区分
					B

附属書２付表３　カタログ原資料票

欄	項目名	記入要領
上欄	ＣＲ	“Ｎ” を記入する。
	ＦＩＩＧ ＮＯ.	適用するＦＩＩＧの番号を記入する。
下欄	ＰＡＣ	指定品名に対応する特性要求項目及び標準要求項目を記入する。
	ＳＡＣ	“１Ａ”，“１Ｂ”，“１Ｃ” の順に記入する。
	ＭＣ	モードコードを記入する。
	リプライ１	ＰＡＣに対応するリプライコードを記入する。
	リプライ２	
	リプライ３	
	回答	ＰＡＣに対応する特性を記入する。
	多種選択	ＡＮＤ “￥￥”　ＯＲ “￥” を記入する。
	分離記号	それぞれのＰＡＣに対する回答の最終行に “＊” を記入する。最終ＰＡＣに対する回答の最終行に “＊＊” を記入する。
	解読欄	ＰＡＣの日本語訳を記入する。

附属書２付表５　類別原資料納入通知書

類別原資料納入通知書

平成　　年　　月　　日

海上自衛隊　　補給本部
航空機部航空機整備課長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名　　　　　　　　　印

下記契約にかかる類別原資料を納入します。

記

調達要求番号	
品名	
契約金額	
納期	
連絡先	

項目番号	品　　名	部品番号	備　　考
1			
2			
3			
4			

添付書類：識別管理諸元入力資料　１部
　　　　　カタログ原資料票　１部
　　　　　引用資料　２部

類別原資料受領書

上記の類別原資料を受領しました。

　　　　　　　　殿

平成　　年　　月　　日

海上自衛隊　　補給本部
航空機部航空機整備課長

氏　名　　　　　　　　印

備考　２部作成（航空機整備課×１，契約会社（支担官提出用）×１）

附属書３　補本契約における承認用図面作成及び提出要領

1.　適用範囲　この要領は，補給本部において航空機等整備用器材の契約に基づき契約の相手方が契約担当官等の承認を受けるため提出する承認用図面の作成及び提出について必要な事項を定める。

この要領の規定が個別仕様書の要求事項と異なるときは，個別仕様書の定めるところによる。

2.　承認用図面の基準

2.1　区分　承認用図面及び承認図面について特に仕様書で代替品の使用について規定されているものは，これらの名称に“代替品”を冠し，また，既に承認済のものの変更に関するものは“変更”を冠して一般のものと区分するものとする。

2.2　承認用図面の体裁　承認用図面は，表紙，承認願書，目次及び図面よりなるものとする。文字は左横書きとする。

2.2.1　表紙　承認用図面の表紙の大きさは，ＪＩＳ　Ｐ　０１３８Ａ列４とし，左とじファイルを用いる。ファイルの品質は任意とする。

表紙には，表題として“承認用図面”と記載し，以下次の事項をその記載順に表記する。

a)　品名（契約品名とし，その部品名は記載しない。）

b)　提出番号（Ｎｏ．１から追番号とする。）

c)　調達要求番号

d)　契約相手方名

変更の承認用図面を提出する場合の上記の表題は“変更承認用図面”と朱書するものとする。

2.2.2　承認願書　承認用図面のとじ込みの冒頭に承認願書を添付する。承認願書の大きさは，ＪＩＳ　Ｐ　０１３８　Ａ列４とし，その作成要領は附属書３付図１を標準とする。

2.2.3　目次　承認用図面には目次をつける。目次の大きさは承認願書の大きさに準ずる。目次には，とじ込み図面の全部について次の事項を表示するものとし，附属書３付表１を標準とする。

a)　葉番号

b)　図面の表題

c)　図面番号又は符号（製作者のもの）

d)　その他の記事（備考）

2.2.4　図面　図面（文書を含まず。以下この仕様書附属書３の２．２．４から２．３．１まで同じ。）の大きさはＪＩＳ　Ｐ　０１３８　Ａ列を標準とする。

2.2.5　提出番号　同一契約の承認用図面は，一冊にまとめて提出するのを原則とする。やむを得ず数冊に分割して提出する場合でも審査，検討上相互に関連のあるものは，同時に提出しなければならない。

この場合には，承認用図面の所定の箇所に提出順にＮｏ．１，Ｎｏ．２等の追番号による提出番号を記載して照合に便ならしむるものとする。

なお，代替品承認用図面又は変更承認用図面を提出する場合の提出番号は，上記と一連の番号を用いたものとする。

2.3　図面の内容　図面の製作要領は，ＪＩＳ　Ｚ　８３１０によるものとし，寸法，許容差，材質，数量，仕上程度，加工方法，電気的性能又は機械的性能について明示する必要がある場合には，ＮＤＳ　Ｚ　８００２の５．４から．５．１７までを準用してこれらを図面中に記入する。

なお，図面右下欄外の余白部分に目次と照合できるよう「葉番号○○」と記載する。

2.3.1　種類　種類は，この仕様書の５．３．１による。

2.3.2　組立図の部品欄　組立図には部品欄を設け，部品欄には，次の事項のうち必要なものを記載する。

a)　組立部品の図面番号又は符号

b)　部品名

c)　仕様書の指定する物品番号

d)　材質，仕上程度，加工方法，電気的又は機械的性能

e)　１組の個数

f)　１個の質量

g)　１組の質量

ただし，この仕様書附属書３の２．３．３の部品表を提出し，これと重複する場合には記載を省略してもよい。組立図に記載することが困難な場合には部品欄を別表として提出してもよい。

2.3.3　部品表及び部品図

2.3.3.1　部品表　部品表は，一般にこの仕様書附属書３の２．３．２の組立図の部品欄に準じて作成する。

2.3.3.2　部品図　部品がＪＩＳ，ＪＡＳ，防衛庁制式，防衛庁規格（ＮＤＳ），防衛庁仕様書（ＤＳＰ）又はこれに準ずる防衛庁の公認の規格による規格品であって品質特性が確定している場合には，その部品図の提出を要しないが，上記の規格品であっても品質特性に不確実なもののある場合及び部品が公認の規格によらない場合には，部品図を提出して承認を受けなければならない。

2.3.4　附属品等の図面の提出　個別仕様書に単に承認用図面の提出を求めている場合で，その物品に附属品，銘板又は収納箱を含むときは，これらの承認用図面を提出し，承認を受けなければならない。

3.　承認用図面等の提出

3.1　提出先及び提出数　契約の相手方は，この仕様書附属書３の２に定める基準によって作成した承認用図面３部を承認願書に添付して契約担当官等（航空機部航空機整備課長気付）に提出する。

なお，現地据付，調整等を含む契約については指示により１部（現地検査官用）追加して提出する。

3.2　提出の省略　契約の相手方は，この仕様書附属書３の３．２．１に示す場合には個別仕様書で特に要求されない限り承認用図面の提出は不要である。また，この仕様書附属書３の３．２．２に示す場合には承認用図面の一部又は全部の提出を省略することができる。

3.2.1　承認用図面として提出を要しないもの

a)　仕様書の付図と同一の図面等を用いようとする場合

b)　外国との技術提携により製造するもので，その旨個別仕様書に明記されている場合（官有技術資料を含む。）

c)　ＪＩＳ等の標準部品

d)　カタログ等により購入する部品及び工具類等

e)　輸入部品

f)　包装に関するもの

g)　既承認の承認図面の一部を仕様変更等により変更する場合の変更を要しない図面等

3.2.2　承認用図面の提出を省略できるもの　要求元が補給本部航空機部航空機整備課であり，契約の契約の相手方が同一であり，かつ同一品目の契約における承認用図面と同一の承認用図面を用いようとする場合。

3.3　代替品の承認　契約の相手方は，“物品の品質特性等を仕様書の要求以上に改善し，又は物品の品質特性等を仕様書の要求と同等以上に保持しつつ代替の部品，材料若しくは寸法等を使用することができる”旨仕様書に規定してある場合で，代替品を用いようとするときは，代替品承認用図面を提出して承認を受けなければならない。

3.4　承認用図面の差し替え，追加又は訂正　契約の相手方は，契約担当官等の指示に基づき，又はその許可を得て自発的に，提出中の承認用図面等を差し替え，追加又は訂正することができる。

差し替え，追加又は訂正は，提出した承認用図面等の全部数について行うものとする。

差し替え又は追加する図面の適当な箇所若しくは訂正図面の訂正部位及び目次には，その理由及びその日付に注意し，契約の相手方が認印しなければならない。

3.5　承認図面の変更　承認図面の変更の必要を生じた場合は，この仕様書附属書３の２に準じ変更部分について承認用図面を作成し，契約担当官等に提出して承認を受けなければならない。

承認図面を変更する場合の承認願書は，附属書３付図２によるものとし，承認履歴表（附属書３付表２を添付するものとする。この場合，目次（省略分も記載）及び図面に変更しようとする箇所を明示するとともに，変更箇所について変更理由書を附属書３付表３を参考に作成して，添付するものとする。

4.　注意事項

4.1　受験について　仕様書で承認用図面の提出を要求された物品は，承認図面の受領後に受験しなければならない。

4.2　仕様書の不確定事項について　仕様書に“標準参考図”を用いている場合，又は“・・を標準とする。”，“・・を基準とする。”，“約・・とする。”等と記載されている場合には，承認用図面を提出して承認を受けることによって，これらの不確定事項が確定する。したがって，仕様書にこれらの表題が用いてあって，承認用図面につき承認を要する旨の記載がない場合でも，将来において疑義又は紛争の発生を避けるため，承認用図面を提出して承認を受けた後製作に着手することが望ましい。

4.3　仕様書の確定事項について　個別仕様書に“・・のとおりとする。”，“・・による”又は“・・とする”等の確定的な表現を用いている場合には，仕様書の要求事項に合致しない事項については承認を得ることはできない。ただし，個別仕様書に代替品の使用を認める旨規定されている場合には，代替品承認用図面を提出して承認を得るものとする。

誤って仕様書の確定事項につき，これを変更して承認を受けた場合には無効とする。

4.4　引用する規格　承認用図面に引用する規格は，特に指示のあった場合のほか契約締結の当日有効のものでなければならない。

ＪＩＳの制定されているものについては，ＪＥＳ及び廃止となったＪＩＳ等の引用は認めない。

4.5　略字又は符号の使用　承認用図面に品質特性を表示する場合に用いる略字又は符号は契約書，仕様書，ＪＩＳ，ＪＡＳ，防衛庁制式，ＮＤＳ又はＤＳＰ等で公認のもののほか用いないのを原則とする。

社内規格等で定めたものをやむを得ず使用する場合には，そのものの説明をしなければならない。

4.6　その他　この要領により難いときは，契約担当官等に申請した上その承認を得て変更することができる。

附属書３付表1　目次の記載例

目　　次

葉番号	図面の表題	図面番号 又は符図	備　　考
1	○○組立図	D－○○○○	
2	○○系統図	D－○○○○	
3	○○○詳細図	D－○○○○	平成　年　月　日誤記のため２個所訂正　印
4			
5			
１０～１７	部品表		８枚

附属書３付表３　変更理由書

番号	変更前		変更後		変更内容		理由	互換性	備考
	葉番号	会社図面番号	葉番号	会社図面番号	変更前	変更後			

備考

1　番号は，変更事案ごとに一連に付ける。

2　変更前は，初回及び前回承認図面等の葉番号，会社図面番号等とする。

3　変更後は，変更後の葉番号及び会社図面番号とする。

4　変更内容は，変更前後の構造，形状，寸法，規格等の変更部を比較できるように具体的に詳しく記入する。

5　理由は，具体的に詳しく記入する。

6　互換性は，承認用図面の一部省略の場合に次の記号で示す。

○　：　構造，電気的及び機械的互換性を有するもの

△　：　構造を除き互換性を有するもの

×　：　互換性のないもの

△又は×の場合は，互換性を有するための条件又は互換性のない理由を，備考欄に具体的に詳しく記入する。

承　認　願　書

平成　年　月　日

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部管理部長
殿
（航空機整備課長気付）
（○　○　支部長経由）(2)

住　　所
契約業者名
代表者名　　　　　　印

下記品目の図面を３部提出しますから御承認願います。

記

１　調達要求番号
２　品　　　名
３　数　　　量
４　契約番号
５　契約年月日
５　契約金額
６　納　　　期

連絡者名
ＴＥＬ

注(2)：契約本部支部等を経由する場合のみ記入する。

附属書３付図１　承認願書様式

変　更　承　認　願　書

平成　年　月　日

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部管理部長
　　　　　　　　　　殿
（航空機整備課長気付）
（○　○　支部長経由）(3)

住　　所
契約業者名
代表者名　　　　　印

次の契約にかかる図面は，下記により承認を受けた図面と別添部分を除き同一であるのでこれにより御承認願います。

1　調達要求番号
2　品　　名
3　数　　量
4　契約番号
5　契約年月日
5　契約金額
6　納　　期
　添付書類：変更理由書，変更図面

記

1　調達要求番号
2　品　　名
3　承認番号
4　承認年月日

連絡者名
ＴＥＬ

注 (3)：契約本部支部等を経由する場合のみ記入する。
備考　：不要箇所は抹消すること。

附属書３付図２　変更承認願書様式